



熊本県公報

号外第18号

平成24年3月31日(土)

(毎週 火・金発行)

目次

訓 令

○熊本県地域振興局処務規程の一部を改正する訓令	(人事課)	1
○熊本県熊本県税事務所処務規程の一部を改正する訓令	(〃)	3
○熊本県保健所処務規程の一部を改正する訓令	(〃)	3
○熊本県食肉衛生検査所処務規程の一部を改正する訓令	(〃)	4
○熊本県立清水が丘学園処務規程の一部を改正する訓令	(〃)	4
○熊本県福祉総合相談所処務規程の一部を改正する訓令	(〃)	4
○熊本県八代児童相談処務規程の一部を改正する訓令	(〃)	4
○熊本県精神保健福祉センター処務規程の一部を改正する訓令	(〃)	5
○熊本県熊本農政事務所処務規程の一部を改正する訓令	(〃)	5
○熊本県農業研究センター処務規程の一部を改正する訓令	(〃)	5
○熊本県林業研究指導所処務規程の一部を改正する訓令	(〃)	6
○熊本県水産研究センター処務規程の一部を改正する訓令	(〃)	6
○熊本県熊本土木事務所処務規程の一部を改正する訓令	(〃)	6
○熊本県熊本駅周辺整備事務所処務規程の一部を改正する訓令	(〃)	9

訓 令

熊本県訓令第13号

本庁各部（公室・局）課（センター）
各地方出先機関

熊本県地域振興局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県地域振興局処務規程の一部を改正する訓令

熊本県地域振興局処務規程（平成12年熊本県訓令第37号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項保健福祉環境部福社課の項第4号中「（保健福祉環境部保健予防課の分掌事務に係るものと除く。）」を削り、同項保健福祉環境部保健予防課の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同項農林（水産）部農地整備課の項第8号中「農地・水・環境保全向上対策事業」を「農地・水保全管理支払事業」に改め、同項土木部技術管理（景観）課（宇城地域振興局、玉名地域振興局、菊池地域振興局及び上益城地域振興局を除く。）の項中第24号を第25号とし、第2号から第23号までを1号ずつ繰り下げ、同項同課の項第1号中「土木事業」を「建設工事」に改め、「並びに総合評価方式等の推進に係る連絡調整」を削り、同号の次に次の1号を加える。

（2）建設工事の総合評価方式による入札に関する事項（落札者決定基準に係るものと除く。）。

第6条第1項土木部技術管理課（宇城地域振興局、玉名地域振興局、菊池地域振興局及び上益城地域振興局に限る。）の項中第10号を第11号とし、第2号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同項同課の項第1号中「土木事業」を「建設工事」に改め、「並びに総合評価方式等の推進に係る連絡調整」を削り、同号の次に次の1号を加える。

（2）建設工事の総合評価方式による入札に関する事項（落札者決定基準に係るものと除く。）。

第6条第1項土木部景観建築課の項第1号中「第7号」を「第8号」に、「第19号」を「第20号」に改め、同項同課の項第3号中「第21号」を「第22号」に改め、同項土木部工務課の項中第9号を第10号とし、第2号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、同項同課の項第1号中「除く」の次に「。次号及び第4号において同じ」を加え、「監督及び総合評価方式の技術評価等」を「及び監督」に改め、同号の次に次の1号を加える。

（2）建設工事の総合評価方式による入札に関する事項（落札者決定基準に係るものと限る。）。

第6条第1項土木部工務第一課の項第3号中「道路、街路及び都市公園に係る」を削り、同号を同項同課の項第4号とし、同項同課の項第2号を同項同課の項第3号とし、同項同課の項第1号中「道路、街路及び都市公園に係る」を削り、「建設工事」の次に「（道

路、街路及び都市公園に係る建設工事に限る。次号及び第4号において同じ。)」を加え、「監督及び総合評価方式の技術評価等」を「及び監督」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(2) 建設工事の総合評価方式による入札に関すること（落札者決定基準に係るものに限る。）。

(2) 建設工事の総合評価方式による入札に関すること（落札者決定基準に係るものに限る。）。

第6条第1項土木部維持管理課の項第4号中「砂防、」を「砂防設備、」に改め、同項同課の項中第18号を第20号とし、第15号から第17号までを2号ずつ繰り下げる。同項同課の項第14号中「公共土木施設の維持補修、交通安全施設の整備及び防災施設に係る」を削り、「建設工事」の次に「(公共土木施設の維持補修、交通安全施設に係る建設工事に限る。次号及び第16号において同じ。)」を加え、「監督及び総合評価方式の技術評価等」を「及び監督」に改め、同号の次に次の2号を加える。

(15) 建設工事の総合評価方式による入札に関すること（落札者決定基準に係るものに限る。）。

第7条第2項各課共通に属する事項の項第34号由「第26号 第27号」を「第27

力 法第90条第2項の規定に基づき国有財産（10万平方メートルを超えるものを除く。）の無償貸付及び譲与を行ふこと。^{〔基づきうことを行ふこと。〕}「基づきうことを行ふこと。」^{〔基づきうことを行ふこと。〕}改め、同項同書第二条第一項第一号に「

3号から第25号までを削り、同項同事項の項第22号中「（昭和23年法律第73号）第27条」を「第27条第1項」に、「基づく交換」を「基づき国有財産」に、「に関すること」を「の交換すること」に改め、同号を同項同事項の項第25号とし、同号の次に次の1号を加える。

(26) 国有財産法第28条の規定に基づき国有財産を譲与すること。

第7条第2項土木部維持管理課の項第21号の次に次の3号を加える。

(22) 国有財産法（昭和23年法律第73号）第4条第2項に規定する国有財産の所管換（10万平方メートルを超える国有財産に係るものを除く。）及び同条第3項に規定する国有財産の所属換に関すること。

(23) 国有財産法第18条第6項の規定に基づき国有財産（10万平方メートルを超えるものを除く。）の使用又は収益を許可すること。

(24) 国有財産法第22条第1項の規定に基づき国有財産（国有財産法施行令（昭和23年政令第246号）第5条第1項第3号に規定する引継不適当財産（10万平方メートルを超えるものを除く。）に限る。第26号において同じ。）を無償で貸し付けること。

別表熊本県八代地域振興局の項中 「林務係
森林保全係
森林土木係」 を 「林務係
森林保全係」 に改め、同表熊

本県天草地域振興局の項中 「林務係
森林保全係
森林土木係」 を 「林務係
森林保全係」 に、「技術管理課 技景

術管理係 觀建築係」 を 「技術管理課 景観課」 に改める。

附 則
この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

熊本県訓令第14号

本府各部（公室・局）課（センター）
各地方出先機関
熊本県熊本県税事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県熊本県税事務所処務規程の一部を改正する訓令

熊本県熊本県税事務所処務規程（平成12年熊本県訓令第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項を削る。

第4条第8項を削る。

別表第2総務課の項分掌事務の欄第9号中「各地方支出機関（委任出納員の所管する地方支出機関をいう。以下同じ。）の」を削り、「小切手」の次に「（公売補償金、徴収受託金、差押金、差押物件公売代金、債権差押取立金及び交付要求等配当金に係るものに限る。）」に改め、同欄第10号を削り、同欄第11号中「各地方支出機関の」を削り、「関すること」の次に「（公売補償金、徴収受託金、差押金、差押物件公売代金、債権差押取立金及び交付要求等配当金に係るものに限る。）」を加え、同号を同欄第10号とし、同欄第12号を削り、同欄第13号を同欄第11号とする。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

熊本県訓令第15号

本府各部（公室・局）課（センター）
各地方出先機関
熊本県保健所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県保健所処務規程の一部を改正する訓令

熊本県保健所処務規程（昭和29年熊本県訓令第33号の2）の一部を次のように改正する。

第3条福祉課の項第2号中「、母子健康センター並びに精神保健及び精神障害者の福祉に関するもの」を「及び母子健康センター」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

熊本県訓令第16号

本庁各部（公室・局）課（センター）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県食肉衛生検査所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県食肉衛生検査所処務規程の一部を改正する訓令

熊本県食肉衛生検査所処務規程（昭和48年熊本県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「及び参事」を「、参事及び所付」に改め、同条第3項中「臨時又は」を「所付又は臨時若しくは」に改める。

第3条に次の1項を加える。

4 所付は、上司の命を受け、下命の事務を処理する。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

熊本県訓令第17号

本庁各部（公室・局）課（センター）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県立清水が丘学園処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県立清水が丘学園処務規程の一部を改正する訓令

熊本県立清水が丘学園処務規程（昭和31年熊本県訓令第1233号）の一部を次のように改正する。

第5条指導課の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第6条第18号中「第13号」を「第14号」に改める。

第8条中「定の」を「定めの」に、「除く外」を「除くほか」に、「別に」を「、別に」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

熊本県訓令第18号

本庁各部（公室・局）課（センター）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県福祉総合相談所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県福祉総合相談所処務規程の一部を改正する訓令

熊本県福祉総合相談所処務規程（平成元年熊本県訓令第22号）の一部を次のように改正する。

第5条児童相談課の項第2号中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に改める。

第6条第20号中「児童福祉法」の次に「（昭和22年法律第164号）」を加え、「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に改め、同条第21号中「高額障害児施設給付費」を「高額障害児入所給付費」に改め、同条第23号中「障害児施設医療費」を「障害児入所医療費」に改め、同条第25号中「第57条の3」を「第57条の3第2項」に、「第57条の4」を「第57条の4第2項」に、「障害児施設給付費等」を「障害児入所給付費等」に、「に係る」を「のための」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

熊本県訓令第19号

本庁各部（公室・局）課（センター）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県八代児童相談所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県八代児童相談所処務規程の一部を改正する訓令

熊本県八代児童相談所処務規程（昭和45年熊本県訓令第4号の4）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に改める。

第4条第13号中「第57条の3」を「（昭和22年法律第164号）第57条の3第2項」に、「第57条の4」を「第57条の4第2項」に、「障害児施設給付費等」を「

障害児入所給付費等」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

熊本県訓令第20号

本庁各部（公室・局）課（センター）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県精神保健福祉センター処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県精神保健福祉センター処務規程の一部を改正する訓令

熊本県精神保健福祉センター処務規程（昭和47年熊本県訓令第86号）の一部を次のように改正する。

第4条第12号中「の規定による」を「に規定する」に改め、同条第13号中「申請に対する決定及び障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第1項に規定する支給認定（精神障害者に係るものに限る。）に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするもの」を「精神保健福祉手帳」に改め、同条第14号中「障害者自立支援法」の次に「（平成17年法律第123号）」を加え、同条に次の1号を加える。

(15) 障害者自立支援法第52条第1項に規定する支給認定（精神障害者に係るものに限る。以下同じ。）に関すること。

第5条第19号を次のように改める。

(19) 法第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付、同条第3項の規定による通知及び同条第4項の規定による認定に関すること。

第5条第20号を同条第24号とし、同条第19号の次に次の4号を加える。

(20) 法第45条の2第1項の規定による精神障害者保健福祉手帳の返還の受理及び同条第3項の規定によるその返還の命令に関すること。

(21) 障害者自立支援法第54条第1項の規定による支給認定に関すること。

(22) 障害者自立支援法第56条第2項の規定による支給認定の変更の認定に関すること。

(23) 障害者自立支援法第57条第1項の規定による支給認定の取消しに関すること。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

熊本県訓令第21号

本庁各部（公室・局）課（センター）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県熊本農政事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県熊本農政事務所処務規程の一部を改正する訓令

熊本県熊本農政事務所処務規程（平成12年熊本県訓令第35号）の一部を次のように改正する。

第5条総務課の項第1号中「（委任出納員印を除く。）」を削り、同条農業普及・振興課の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同条農地整備課の項第8号中「農地・水・環境保全向上対策事業」を「農地・水保全管理支払事業」に改める。

第6条第1項農業普及・振興課に属する事項の項中第6号及び第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号から第21号までを2号ずつ繰り上げ、同項同事項の項第22号中「未満の」の次に「支出負担行為（）」を加え、「に係るものに限る。」を削り、「に除く。」の次に「に係るものに限る。」を加え、同号を同項同事項の項第20号とし、同項同事項の項中第23号を第21号とし、第24号から第29号までを2号ずつ繰り上げ、同項同事項の項第30号中「第22号」を「第20号」に改め、同号を同項同事項の項第28号とし、同項同事項の項第31号を同項同事項の項第29号とし、同項農地整備課に属する事項の項第6号を削る。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

熊本県訓令第22号

本庁各部（公室・局）課（センター）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県農業研究センター処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県農業研究センター処務規程の一部を改正する訓令

熊本県農業研究センター処務規程（平成元年熊本県訓令第23号）の一部を次のように

改正する。

第6条第1項中第22号を第23号とし、第19号から第21号までを1号ずつ繰り下げ、同項第18号中「第13号」を「第14号」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(19) 1,000万円未満の受託研究契約を締結すること。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

熊本県訓令第23号

本庁各部（公室・局）課（センター）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県林業研究指導所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県林業研究指導所処務規程の一部を改正する訓令

熊本県林業研究指導所処務規程（昭和36年熊本県訓令甲第34号）の一部を次のように改正する。

第6条中第22号を第23号とし、第19号から第21号までを1号ずつ繰り下げ、同條第18号中「第13号」を「第14号」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(19) 1,000万円未満の受託研究契約を締結すること。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

熊本県訓令第24号

本庁各部（公室・局）課（センター）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県水産研究センター処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県水産研究センター処務規程の一部を改正する訓令

熊本県水産研究センター処務規程（平成2年熊本県訓令第23号）の一部を次のように改正する。

第6条第5号中「（次項第2号に規定する事項を除く。）」を削り、同條中第23号を第24号とし、第19号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、同條第18号中「第13号」を「第14号」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(19) 1,000万円未満の受託研究契約を締結すること。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

熊本県訓令第25号

本庁各部（公室・局）課（センター）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県熊本土木事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県熊本土木事務所処務規程の一部を改正する訓令

熊本県熊本土木事務所処務規程（平成12年熊本県訓令第36号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（組織）

第2条 事務所に、次の課を置く。

(1) 総務課

(2) 用地課

(3) 工務管理課

2 工務管理課に、管理係、河川係及び港湾砂防係を置く。

第3条第4項を削る。

第4条中第7項を削り、第8項を第7項とする。

第5条第1項総務出納課の項中「総務出納課」を「総務課」に改め、第12号から第15号までを削り、第16号を第12号とし、同項技術管理課の項を削り、同項工務第一課の項を次のように改める。

工務管理課

(1) 水防に関すること。

(2) 河川敷、海岸保全区域、一般公共海岸区域、港湾区域、港湾隣接地域（港湾施設を除く。）及び一般海域の占使用に関すること。

(3) 河川敷、海岸保全区域、港湾区域、港湾隣接地域及び一般公共海岸区域の生産物

(土石等を含む。)の採取に関すること。

- (4) 国土交通大臣の管理する河川の流水占用料等の徴収に関すること。
- (5) 河川、海岸、港湾、砂防設備、河川保全区域、河川予定地、砂防指定地等の取締り及び調査に関すること。
- (6) 港湾施設の使用に関すること(港管理事務所所管の港湾施設に係るものを除く。)。
- (7) 港湾法(昭和25年法律第218号)第38条の2の規定による臨港地区内における行為の届出等に関すること。
- (8) 都市公園の管理に関すること。
- (9) 河川法(昭和39年法律第167号)第20条及び海岸法(昭和31年法律第101号)第13条の規定による承認に関すること。
- (10) 国家賠償法(昭和22年法律第125号)第2条の規定による損害賠償責任に関すること。
- (11) 里道、水路等国土交通省所管法定外公共用財産の管理に関すること。
- (12) 河川、水路敷等と民地との境界確定に関すること。
- (13) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項に規定する土砂災害警戒区域及び同法第8条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域(次号において「土砂災害警戒区域等」という。)の指定のための基礎調査等に関すること。
- (14) 土砂災害警戒区域等の指定が完了した後の公示図書の管理等に関すること。
- (15) 建設工事(河川、港湾、砂防、都市公園、熊本北部流域下水道並びに公共土木施設(道路を除く。)の維持補修及び防災対策事業に係る建設工事に限る。次号及び第17号において同じ。)の計画調整、調査、設計、監督及び検査に関すること。
- (16) 建設工事の総合評価方式による入札に関すること。
- (17) 建設工事の受託施行に関すること。
- (18) 熊本北部流域下水道及び関連公共下水道に係る連絡調整に関すること。

第5条第1項工務第二課の項、同項管理課の項及び同項維持課の項を削る。
第6条第1項各課共通に属する事項の項第14号中「2億円」を「1億円」に改め、同項同事項の項第15号中「1億円」を「5,000万円」に改め、同項同事項の項第16号中「2億円」を「1億円」に改め、同項同事項の項第19号を削り、同項同事項の項第18号中「3,000万円」を「2,000万円」に改め、「未満の」の次に「支出負担行為(」を加え、「工事に係る」及び「に関すること」を削り、「除く。」の次に「に係るものに限る。」をすることを加え、同号を同項同事項の項第19号とし、同項同事項の項第17号の次に次の1号を加える。

(18) 用地等の買収、使用及び損失補償に係る評価額の決定(5,000万円未満のものに限る。)をすること。
第6条第1項各課共通に属する事項の項第23号中「5,000万円未満の」を削り、同項同事項の項第24号を次のように改める。
(24) 400万円未満の支出負担行為(リース契約に限る。)をすること。
第6条第1項各課共通に属する事項の項第25号中「第17号及び第18号」を「第19号」に改め、同項同事項の項第26号を削り、同項同事項の項中第27号を第26号とし、第28号を第27号とし、第29号を第28号とし、同項総務出納課に属する事項の項中「総務出納課」を「総務課」に改め、同項同事項の項第5号中「並びに電話交換業務」を削り、同項技術管理課に属する事項の項を次のように改める。

- 工務管理課に属する事項
 - (1) 河川敷及び公有土地水面(漁港区域に係るものを除く。)の占使用の許可及び占使用料等の徴収に関すること。
 - (2) 河川、水路敷等と民地との境界を確定すること。
 - (3) 道路法(以下この号において「法」という。)に関する事務
 - ア 法第90条第2項の規定に基づき国有財産(10万平方メートルを超えるものを除く。)の無償貸付及び譲与を行うこと。
 - イ 法第92条第4項の規定に基づき不用物件である国有財産及び県有財産の交換の同意を行うこと。
 - ウ 法第93条の規定に基づき不用物件の引渡しを行うこと。
 - エ 法第94条第2項の規定に基づき不用物件である国有財産(10万平方メートルを超えるものを除く。)の譲与を行うこと。
 - (4) 河川法及び砂利採取法(昭和43年法律第74号)に基づく河川区域内の土石等の採取に係る許可及び認可並びに土石採取料等の徴収に関すること。
 - (5) 河川法(以下この号において「法」という。)に関する事務
 - ア 法第17条第1項の規定に基づく堤防と道路との兼用工作物に係る管理協定の締結に関すること。
 - イ 法第20条の規定に基づき河川管理者以外の者が行う工事等の承認をすること。
 - ウ 法第26条第1項の規定に基づき河川区域内の工作物の新築、改築及び除却の許可をすること。
 - エ 法第27条第1項の規定に基づき河川区域内の土地の掘削等の許可をすること。
 - オ 法第75条第1項の規定に基づき監督処分を行うこと。
 - カ 法第92条の規定に基づき廃川敷地等の交換を行うこと。

- (6) 砂防指定地内における制限行為の許可及び砂防設備の占用の許可に関すること。
- (7) 地すべり防止区域内における制限行為の許可に関すること。
- (8) 急傾斜地崩壊危険区域内における制限行為の許可に関すること。
- (9) 海岸法に基づき海岸保全区域及び一般公共海岸区域における制限行為の許可をすること。
- (10) 港湾施設の使用の許可及び使用の許可の更新をすること（港管理事務所所管の港湾施設に係るもの除く。）。
- (11) 港湾施設の使用料の徴収に関すること（港管理事務所所管の港湾施設に係るもの除く。）。
- (12) 港湾法第37条第1項の規定に基づく港湾区域及び港湾隣接地域における土砂の採取の許可及び同条第4項の規定に基づく土砂採取料の徴収に関すること。
- (13) 熊本県が管理する港湾の港湾区域等における行為の許可手続に関する規則（昭和51年熊本県規則第36号）の施行に関すること。
- (14) 都市公園法（昭和31年法律第79号。以下この号において「法」という。）に関する事務
 ア 法第5条第1項の規定に基づき公園施設の設置又は管理の許可をすること。
 イ 法第6条第1項及び第3項の規定に基づき公園の占用の許可及び変更の許可をすること。
 ウ 法第9条の規定に基づく占用の協議に関すること。
 エ 法第10条第2項の規定に基づき措置の指示をすること。
 オ 法第13条の規定に基づく原因者負担金に関すること。
 カ 法第14条第2項の規定に基づく附帯工事に要する負担金に関すること。
 キ 法第27条の規定に基づく監督処分に関すること。
 ク 法第28条の規定に基づく損失の補償に関すること。
- (15) 熊本県都市公園条例（昭和53年熊本県条例第9号。以下この号において「条例」という。）に関する事務
 ア 条例第2条の規定に基づき行為の許可及び変更の許可をすること。
 イ 条例第4条の規定に基づく利用の禁止又は制限に関すること。
 ウ 条例第6条の規定に基づく監督処分に関すること。
 エ 条例第9条の規定に基づき使用料の徴収及び返還をすること。
 オ 条例第10条の規定に基づき使用料の減免をすること。
- (16) 里道、水路等の付替えを許可すること。
- (17) 前号の許可に係る付替財産の寄附受納に関すること。
- (18) 里道、水路等（3万平方メートルを超えるものを除く。）の用途廃止及び引継ぎに関すること。
- (19) 国有財産法（昭和23年法律第73号）第4条第2項に規定する国有財産の所管換（10万平方メートルを超える国有財産に係るもの除く。）及び同条第3項に規定する国有財産の所属替に関すること。
- (20) 国有財産法第18条第6項の規定に基づき国有財産（10万平方メートルを超えるものを除く。）の使用又は収益を許可すること。
- (21) 国有財産法第22条第1項の規定に基づき国有財産（国有財産法施行令（昭和23年政令第246号）第5条第1項第3号に規定する引継不適当財産（10万平方メートルを超えるものを除く。）に限る。第23号において同じ。）を無償で貸し付けること。
- (22) 国有財産法第27条第1項の規定に基づき国有財産（1万平方メートルを超えるものを除く。）の交換をすること。
- (23) 国有財産法第28条の規定に基づき国有財産を譲与すること。
- (24) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第5条第6項の規定に基づき承認をすること。
- (25) 設計高1億円未満の工事の出来形検査及びしゅん工検査に関すること。
- (26) 下水道法（昭和33年法律第79号。以下この号において「法」という。）に関する事務
 ア 法第12条の10の規定に基づき流域関連公共下水道の管理者からの届出等に係る事項の通知を受理すること。
 イ 法第25条の6の規定に基づき流域下水道の供用開始等を流域関連公共下水道の管理者に通知すること。
 ウ 法第25条の7の規定に基づき使用を制限しようとする施設等を流域関連公共下水道の管理者に通知して、流域下水道の施設の使用を制限すること。
 エ 法第25条の8第1項の規定に基づき流域関連公共下水道の管理者に対し、原因の調査及びその結果の報告を求めること。
 オ 法第25条の8第2項の規定に基づき流域関連公共下水道の管理者に対し、条例の制定その他必要な措置をとるべきことを求めること。
 カ 法第25条の10において準用する法第15条の規定に基づき他の工作物の管理者と協議し、流域下水道の施設に関する工事の施行等をさせること。
 キ 法第25条の10において準用する法第16条の規定に基づき流域下水道管理者以外の者が行う工事等の承認をすること。
 ク 法第25条の10において準用する法第17条の規定に基づき兼用工作物の費用負担について他の工作物の管理者と協議し、負担額を定めること。

ケ 法第25条の10において準用する法第23条第1項の規定に基づき流域下水道台帳を調整し、保管すること。
第6条第1項工務第一課に属する事項の項及び同項管理課に属する事項の項を削る。
第8条第2項中「総務出納課長」を「総務課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

熊本県訓令第26号

本庁各部（公室・局）課（センター）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県熊本駅周辺整備事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県熊本駅周辺整備事務所処務規程の一部を改正する訓令
熊本県熊本駅周辺整備事務所処務規程（平成10年熊本県訓令第21号）の一部を次のように改正する。

第2条各号を次のように改める。

- (1) 総務課
(2) 連立事業課

第5条総務用地課の項中「総務用地課」を「総務課」に改め、第6号から第8号までを削り、第9号を第6号とし、同条企画連立街路課の項中「企画連立街路課」を「連立事業課」に改め、同条同課の項第3号中「街路工事等の調査、設計、監督、受託施工等」を「鉄道施設の高架化に関する事業及びそれに関連する事業の用地の取得及び地上物件等の補償」に改め、同条同課の項に次の1号を加える。

(4) 土地収用等に関すること。

第6条中第24号を削り、第23号を第24号とし、第22号を第23号とし、第21号を第22号とし、同条第20号中「未満の」の次に「支出負担行為（）」を加え、「設計の委託（工事に係るものに限る。）に関すること」を「設計等の委託に係るものに限る。」をすることに改め、同号を同条第21号とし、同条第19号の次に次の1号を加える。

(20) 用地等の買収、使用及び損失補償に係る評価額の決定（5,000万円未満のものに限る。）をすること。

第6条第25号中「5,000万円未満の」を削り、「損失補償」の次に「に係るもの」を加え、同条第26号を削り、同条第27号を同条第26号とし、同条第28号中「第20号」を「第21号」に改め、同号を同条第27号とし、同条中第29号を第28号とし、第30号から第33号までを1号ずつ繰り上げる。

第8条を第9条とし、第7条中「総務用地課長」を「総務課長」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（総務課の課長及びその他の職員）

第8条 総務課長は、熊本県熊本土木事務所総務課長をもって充てる。

2 前項に規定する職員以外の総務課の職員は、知事が特に命ぜる者のか、熊本県熊本土木事務所総務課の職員をもって充てる。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。